

健康福祉局

生活福祉部

地域福祉		123
生活保護		125
国民健康保険		126
後期高齢者医療制度		130
国民年金		131

地 域 福 祉

1 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、援助を必要とする方々が地域社会の中で自立した日常生活を営むことができるよう、助言相談等の支援活動を行っている。

各地区委員定数 [合計933名]

(令和6年4月1日現在)

協 議 会	委 員 定 数 (名)			協 議 会	委 員 定 数 (名)		
	地域担当	主任児童委員	計		地域担当	主任児童委員	計
橋 本	78	3	81	光 が 丘	38	2	40
大 沢	32	2	34	大 野 北	61	3	64
城 山	42	3	45	田 名	28	2	30
津 久 井	52	3	55	上 溝	32	2	34
相 模 湖	26	2	28	大 野 中	70	3	73
藤 野	28	2	30	大 野 南	80	4	84
小 山	24	2	26	麻 溝	17	2	19
清 新	31	2	33	新 磯	13	2	15
横 山	18	2	20	相 模 台	55	3	58
中 央	47	3	50	相 武 台	27	2	29
星 が 丘	24	2	26	東 林	56	3	59
合 計					879	54	933

2 戦争犠牲者等の援護等

(1) 相模原市慰霊塔

昭和18年に、地元並びに近郷住民協力のうちに、軍により「相模忠霊塔」が建立された。その後、終戦を迎えたが、忠霊塔の護持活動は間断なく続けられ、昭和24年5月、国から土地、施設の一切が当時の相模原町に譲渡された。そして昭和27年7月に条例をもって「相模原町慰霊塔」として設置した。

- ・ 所在地：南区東大沼1丁目17番1号
- ・ 面 積：慰霊塔境内敷地 16,297㎡ 慰霊塔参道敷地 8,259㎡(延長383.1m、幅員18m)
- ・ 合祀柱数：2,196柱(R6. 3. 31現在)

(2) 戦没者合同慰霊祭

毎年秋に相模原市が合同慰霊祭を執り行い、市民あげて尊崇の誠をささげ平和への願いを新たにしている。令和5年度は、市戦没者遺族会と共催で開催した。

(3) 原爆被災者への慰問金の支給

被爆者健康手帳の交付を受けている人に、夏期及び年末の慰問金を支給している。令和5年度は夏期190件、年末186件支給（支給額合計2,438,000円）。

(4) 中国残留邦人等に対する支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援を行った。令和5年度の支援状況

- ア 市内在住の中国残留邦人とその配偶者（30世帯・42人）に対して、生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援の給付金を支給（支給額合計73,064,488円）
- イ 医療機関受診時等の自立支援通訳者の派遣（派遣回数76回）
- ウ 看護師及び支援・相談員による巡回健康相談を実施（訪問世帯30世帯）
- エ 日本語学習教室等への参加に伴う交通費・教材費を支給（支給額537,416円）

3 災害時要援護者避難支援事業

災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったとき又は災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々を把握するため「避難行動要支援者名簿」を作成し、関係行政機関（生活福祉課、危険管理課、各区地域振興課、各まちづくりセンター等）で共有している。「避難行動要支援者名簿」に記載された情報を、本人の同意を得た上で、協定を締結した地域の支援組織に提供することにより、支援組織がこの情報をもとに近隣にお住まいの方を避難支援者として選任するなど、地域ぐるみで災害時要援護者をサポートする「災害時要援護者避難支援事業」を推進している。

- ・ 協定を締結し活動している支援組織数 令和5年度末 35団体

4 災害援護

(1) 小災害見舞金

「災害救助法」及び「相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けない火災・風水害等に被災した市民に対し、見舞金を贈呈するもの。

見舞金の額

区 分		見 舞 金
住家の全焼、全壊、流出	1人世帯	2万円
	2人以上の世帯	5万円
〃 半焼、半壊	1人世帯	1万円
	2人以上の世帯	2万円
〃 床上浸水	1人世帯	5千円
	2人以上の世帯	2万円
災害による人的被害(被災者1人につき)	死亡	10万円
	重傷	3万円

見舞金支給状況

(単位：件)

年 度	火 災				風 水 害					合計
	全焼	半焼	死亡	重傷	全壊・流出	半壊	床上浸水	死亡	重傷	
令和3年度	9	2	0	0	0	0	1	0	0	12
令和4年度	10	6	2	1	0	0	0	0	0	19
令和5年度	20	6	4	5	0	0	0	0	0	35

(2) 災害弔慰金・災害援護資金

ア 災害弔慰金

住家が5世帯以上滅失する等の自然災害で市民が死亡した場合、その遺族に対し支給するもの。生計維持者500万円、その他の者250万円 令和5年度実績なし。

イ 災害障害見舞金

自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、重度の障害を受けた者に対し支給するもの。生計維持者250万円、その他の者125万円 令和5年度実績なし。

ウ 災害援護資金貸付け

自然災害により被害を受けた世帯に対し、350万円を限度に被害状況に応じて貸し付けるもの。

令和5年度実績なし。

(3) 風水害り災者住宅改良資金利子補給

風水害により損傷を受けた住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けた者に利子の一部を補給するもの。令和5年度は実績なし。

(4) 大規模災害見舞金

大規模災害により被災した市町村に対して、見舞金を贈呈するもの。

令和5年7月14日からの大雨災害	能代市	100万円
令和6年能登半島地震	石川県	200万円
	富山県	30万円
	新潟県	30万円
	新潟市	50万円

5 市民税非課税世帯等支援給付金

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている低所得世帯に給付金を支給した。

対象	支給額	支給世帯数	支給額（円）
市民税非課税世帯	3万円/世帯	72,534	2,176,020,000
市民税均等割のみ課税世帯		7,665	229,950,000

【生活福祉課】

生 活 保 護

1 福祉事務所

社会福祉法第14条第1項の規定に基づき設置及び所掌事務が定められており、地域住民の利便性向上ときめ細かい福祉行政を行うため、次の3つの福祉事務所を設置している。

	緑福祉事務所 〔緑区合同庁舎内他〕 (緑生活支援課、緑高齢・障害者相談課、 津久井高齢・障害者相談課、緑子育て支援センター)	中央福祉事務所 〔あじさい会館内他〕 (中央生活支援課、中央高齢・障害者相談課、中央子育て支援センター)	南福祉事務所 〔南保健福祉センター内〕 (南生活支援課、南高齢・障害者相談課、南子育て支援センター)
所管区域	緑区の区域	中央区の区域	南区の区域
設置年月	平成22年4月	昭和29年11月	昭和52年7月
所掌事務	「生活保護法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「老人福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」並びに「児童福祉法」に定める援護、育成又は更生、その他の社会福祉に関する事務		

2 生活保護制度と自立支援の取組

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき国が直接その責任において、生活に困窮するすべての国民に対し健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自力で社会生活に適応した生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

生活保護制度利用者の自立支援については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い平成27年3月に「生活保護・生活困窮者の自立支援に関する取組方針」を策定し、制度利用者が抱える様々な課題の解消に向け、生活困窮者の自立支援制度との一体的な実施による、個々の状況に合ったきめ細かな支援策を推進している。

令和5年度も、日常生活や健康管理等への支援のほか、ボランティア活動や就労体験等の提供を通じた社会生活や日常生活能力の向上などを含めて就労意欲の喚起を図りながら就労支援の一層の充実・強化に取り組むとともに、子ども(中学生等)・若者への学習支援・学びなおし、社会性や他者との関係を育むための支援等を全区で実施した。

3 生活保護の状況（令和5年度 月平均）

被保護世帯数	11,208世帯	住宅扶助人員	12,845人
被保護実人員	14,176人	教育扶助人員	790人
保護率	1.96%	介護扶助人員	2,725人
生活扶助人員	12,525人	医療扶助人員	12,753人

4 保護費の内訳（令和5年度 決算額）（単位：千円）

保護費総額	24,634,110	介護扶助	809,639
生活扶助	7,651,883	医療扶助	11,035,564
住宅扶助	4,843,281	その他の扶助	159,181
教育扶助	80,360	施設事務費	54,202

5 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い各区に設置した自立支援相談窓口において、生活保護に至る前の自立支援策の推進を図るため、相談者が抱える個々の状況に応じた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら住居確保給付金の支給、一時生活支援、就労準備支援・家計改善支援、就労訓練等を実施した。

【生活福祉課】

国民健康保険

1 国民健康保険の概要

国民健康保険は、農業従事者、自営業者、無職の人、健康保険の適用事業所以外の事業所の従業員やその家族等、職域を対象とする健康保険や各種共済組合に加入していない人々を対象とするもので、国民皆保険を実施する我が国の医療保険制度の基盤的な役割を果たしている。しかしながら、被保険者の年齢構成や医療費水準が高いことなど構造的な問題を抱えており、その財政運営は厳しい状況にある。

こうした問題を解決するため、国においては平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険への財政支援の拡充による財政基盤の強化を図るとともに、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことにより（都道府県単位化）、国民健康保険制度の安定化を図る措置が講じられている。

各市町村においては、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き行っている。

2 決算額の推移と被保険者加入状況

(1) 決算額の推移（各年度末現在 単位：千円）

区分 年度	決 算 額		差引残高	一般会計からの 法定外の繰入額	税率等の 改定の有無
	歳 入	歳 出			
令和3年度	68,741,464	68,375,253	366,211	823,245	無
令和4年度	69,256,737	68,677,812	578,925	1,727,199	有
令和5年度	69,433,184	69,038,961	394,223	1,822,286	無

(2) 被保険者加入状況

区分 年度	被保険者数(人)	加入率(%)	加入世帯数(世帯)	加入率(%)
令和3年度	150,109	20.7	100,933	30.0
令和4年度	144,367	19.9	98,565	28.9
令和5年度	136,360	18.8	94,632	27.5

※ 加入率＝被保険者数÷人口、加入世帯数÷世帯数（被保険者数・加入世帯数は年度平均）

3 保険税率及び課税限度額（令和5年度）

(1) 医療分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の100分の6.05
被保険者均等割額 ②	被保険者1人につき 25,500円
世帯別平等割額 ③	1世帯につき 17,000円
合 計	①+②+③ = 保険税年額
課 税 限 度 額	65万円

(2) 支援金分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の100分の2.30
被保険者均等割額 ②	被保険者1人につき 10,000円
世帯別平等割額 ③	1世帯につき 6,000円
合 計	①+②+③ = 保険税年額
課 税 限 度 額	22万円

(3) 介護分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の100分の2.15
被保険者均等割額 ②	被保険者1人につき 9,500円
世帯別平等割額 ③	1世帯につき 6,000円
合 計	①+②+③ = 保険税年額
課 税 限 度 額	17万円

4 保険税の調定額及び収納率の推移(現年度分)

(各年度末現在)

区分 年度		調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)		
令和3年度	医療分	9,869,597,311	9,177,209,780	92.98	合計	92.80
	支援金分	3,618,840,566	3,362,872,592	92.93		
	介護分	1,186,786,123	1,077,989,884	90.83		
令和4年度	医療分	10,033,850,780	9,329,071,809	92.98	合計	92.77
	支援金分	3,741,486,606	3,476,282,614	92.91		
	介護分	1,362,768,714	1,238,477,610	90.88		
令和5年度	医療分	9,381,968,008	8,768,126,662	93.46	合計	93.29
	支援金分	3,532,408,858	3,300,356,385	93.43		
	介護分	1,299,125,834	1,191,052,222	91.68		

5 国民健康保険事業費納付金

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・標準化等を推進し、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされた。都道府県は保険給付に必要な費用を全額負担し、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することとなった。

(各年度末現在 単位：円)

区分 年度	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
令和3年度	13,047,974,940	4,853,486,694	1,965,135,194	19,866,596,828
令和4年度	13,608,426,144	4,675,988,725	1,905,997,317	20,190,412,186
令和5年度	14,303,242,135	5,128,658,629	1,840,889,726	21,272,790,490

6 給付の状況

(1) 療養給付(療養給付費)の状況 (各年度末現在)

区分 年度	給付額(円)	1人当たり 給付額(円)
令和3年度	40,188,808,569	267,731
令和4年度	39,731,534,855	275,212
令和5年度	38,755,621,159	284,215

※ 1人当たり給付額＝給付額÷年度平均被保険者数

(2) 高額療養費支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	支給額(円)
令和3年度	5,883,246,799
令和4年度	5,832,159,208
令和5年度	5,853,293,023

※ 高額介護合算療養費分含む。

(3) 出産育児一時金の支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
令和3年度	433	180,700,865
令和4年度	416	173,135,056
令和5年度	376	181,879,890

※ 出産育児一時金支給額＝1件 500,000円、
ただし、令和5年3月31日以前は、1件 420,000円

(4) 葬祭費の支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
令和3年度	938	46,900,000
令和4年度	978	48,900,000
令和5年度	907	45,350,000

※ 葬祭費支給額＝1件 50,000円

7 保健事業

被保険者の健康の保持・増進を目的に、被保険者に対し次の事業を展開している。

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業

ア 特定健康診査

自覚症状の無い段階から生活習慣病を予防するため、特定健康診査を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(速報値)
対象者数	100,800	94,097	89,649
受診者数	26,562	25,934	25,691

※ 自己負担額＝1,000円

※ 令和5年度については、速報値を記載

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる受診者に対し、特定保健指導を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度（速報値）	
区分	対象者数	終了者数	対象者数	終了者数	対象者数	初回面接実施者数
動機付け支援	2,465	389	2,374	452	2,475	450
積極的支援	754	42	684	52	822	80
合計	3,219	431	3,058	504	3,297	530

※ 自己負担額＝無料

※ 令和5年度については、速報値を記載

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業

病気の予防・早期発見のため、人間ドック及び脳ドック検診料の一部を助成している。

人間ドック

(各年度末現在)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	3,342	3,174	3,025
助成額(円)	73,524,000	69,828,000	66,550,000

※助成金額＝22,000円

脳ドック

(各年度末現在)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	1,167	1,015	925
助成額(円)	11,670,000	10,150,000	9,250,000

※助成金額＝10,000円

(3) 健康診査

病気の予防・早期発見のため、健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	421	409	424
助成額(円)	6,574,851	6,352,770	6,563,037

※自己負担額＝1,000円

(4) 歯科健康診査

虫歯、歯周病等の予防・早期発見のため、歯科健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数(人)	30	25	38
助成額(円)	178,710	148,925	226,366

※自己負担額＝500円

8 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

被保険者の自己負担額の低減と医療費の適正化に向け、ジェネリック医薬品の利用により自己負担額の低減が一定額以上見込まれる被保険者に、ジェネリック医薬品の利用を促す周知はがきを発送している。

(各年度末現在)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発送件数(件)	13,021	12,583	8,866

【国保年金課…1～3、5～8】

【納税課・国保年金課…4】

【健康増進課…7】

後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から開始された75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度であり、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢世代と若年世代を通じた負担が明確で公平な制度として創設された。

保険者は都道府県ごとに設置された特別地方公共団体の後期高齢者医療広域連合で、市町村と連携しながら制度を運営しており、後期高齢者医療広域連合が被保険者証の発行、保険料の決定（賦課）、医療費の支払い（給付）を行い、市では被保険者証の引渡し、保険料の徴収、申請・届出の受付や各種相談などの窓口業務を行っている。

2 決算額の推移と被保険者加入状況

(1) 決算額の推移 (各年度末現在 単位：千円)

区分 年度	決 算 額		差引残高
	歳 入	歳 出	
令和3年度	9,759,974	9,512,842	247,132
令和4年度	10,324,864	10,054,479	270,385
令和5年度	10,773,181	10,501,772	271,409

(2) 被保険者加入状況

区分 年度	被保険者数(人)	加入率(%)
令和3年度	92,812	12.8
令和4年度	97,144	13.4
令和5年度	102,068	14.1

※ 加入率＝被保険者数÷人口（被保険者数は年度平均）

3 保険料率及び限度額（令和5年度）

令和4年度・令和5年度の保険料率

均等割額	43,100円
所得割率	8.78%
限度額（年額）	66万円

※ 保険料率は、後期高齢者医療広域連合が2年単位で算定するもので、次回の改定は令和6年度に行われる。

4 保険料の調定額及び収納率の推移（現年度分）

(各年度末現在)

区分 年度	調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)
令和3年度	8,069,583,080	8,026,155,700	99.46
令和4年度	8,565,573,150	8,512,920,440	99.39
令和5年度	8,838,488,600	8,787,606,542	99.42

5 後期高齢者医療広域連合負担金

市が収納した保険料は、保険料納付金として後期高齢者医療広域連合に納付され、医療給付等の原資となる。
また、低所得者等の保険料の均等割軽減分についても、県と市で負担する基盤安定拠出金(県の負担割合が3/4、市の負担割合が1/4)として後期高齢者医療広域連合に納付される。

(各年度末現在 単位：円)

年度 \ 区分	保険料納付金	基盤安定拠出金
令和3年度	8,069,903,279	1,248,032,455
令和4年度	8,544,946,173	1,297,265,037
令和5年度	8,847,960,493	1,399,509,306

6 医療給付の状況

医療給付の費用については、市が負担する定率市町村負担金(負担率：約1/12)によって賄われている。

(各年度末現在 単位：円)

年度	定率市町村負担金
令和3年度	5,277,975,166
令和4年度	5,761,427,680
令和5年度	6,138,885,938

7 後期高齢者健康診査

病気の予防・早期発見のため、協力医療機関において健康診査を実施している。

(単位：人)

年度 \ 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者数	91,618	94,914	100,116
受診者数	22,404	23,679	25,712

※ 自己負担額＝無料

※ 被保険者数は各年度4月1日現在、受診者数は各年度末現在

【国保年金課…1～6】

【健康増進課…7】

国 民 年 金

1 国民年金の概要

国民年金制度の目的は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することと国民年金法(昭和34年法律第141号)に定められている。

これまで、昭和61年に全国民共通の年金制度「基礎年金制度」が導入された後、平成3年に学生(20歳以上)の強制加入、平成18年に多段階(4段階)免除制度の導入、平成29年に老齢年金に係る受給資格期間の25年以上から

10年以上への短縮、平成30年にマイナンバー(個人番号)による各種届出の開始、平成31年に第1号被保険者の産前産後免除制度及び年金生活者支援給付金制度の開始等、社会情勢に合わせて法改正が行われ現在に至っている。

現在市町村においては、法定受託事務として、第1号被保険者の届書の受理、第1号被保険者加入期間のみ有する者の基礎年金裁定請求書の受理のほか、協力連携事務として国民年金に係る口座振替の促進や広報等を実施している。

(1) 被保険者

ア 必ず加入する者

- ・ 第1号被保険者 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満で第2号被保険者又は第3号被保険者のいずれにも該当しない者
- ・ 第2号被保険者 厚生年金保険及び各種共済組合に加入している者(原則65歳未満)
- ・ 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(居住要件あり)。
ただし、年収130万円未満かつ配偶者の年収1/2未満及び厚生年金保険加入要件に当てはまらない者

イ 希望で加入する者

(主なもの)

- ・ 日本国内に住所のある60歳以上で年金の加入期間が不足している者や受給額の増加希望がある者
- ・ 日本国籍を有する者で65歳以下又は70歳以下の海外に滞在している間も引き続き年金加入を希望する者

(2) 保険料

(単位：円)

年度	定額保険料(1か月)	付加保険料(1か月)
令和3年度	16,610	400
令和4年度	16,590	400
令和5年度	16,520	400

(3) 加入者状況

(各年度末現在 単位：人)

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	強制	88,739	86,399	85,820
	任意	1,113	1,139	1,208
	計	89,852	87,538	87,028

(4) 拠出年金(旧法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老齢年金	1,662	1,343	1,075
障害年金	92	83	75
母子年金	1	1	1
遺児年金	0	0	0
寡婦年金	0	0	0
合 計	1,755	1,427	1,151

(5) 基礎年金(新法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老齢基礎	177, 147	178, 086	179, 145
障害基礎	11, 388	11, 874	12, 418
遺族基礎	1, 092	1, 076	1, 057
寡婦年金	43	41	34
合 計	189, 670	191, 077	192, 654

2 老齢福祉年金**(1) 受給対象者**

国民年金制度が発足したときに、一定の年齢以上で保険料を納める期間が短いため拠出制の年金が受けられない明治44年4月1日以前及び明治44年4月2日から大正5年4月1日生まれで国民年金納付済期間が1年未満かつ納付済期間と免除期間を合わせた期間が生年月日により4年1カ月以上から7年1カ月以上ある者(全額国庫負担で支給されるため、所得等により支給制限がある。)

(2) 受給権者数

(各年度末現在 単位：人)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給権者数(人)	3	3	3

【国保年金課】

